

区の働き方改革（テレワーク）について

1. 背景

国が進める働き方改革の中で、柔軟な働き方の実現手段の一つとして「テレワーク」が推進されている。

新型コロナウイルス感染防止策の一環として、国から経済界に対して、テレワークの実施について強く要請がなされている。

区においては、緊急事態宣言が発令され、外出自粛要請があった、4月～5月に「在宅勤務」として実施した。

2. テレワークとは

(1) 定義（一般社団法人日本テレワーク協会による）

- ・テレワークとは、ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の総称 ※「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語
- ・テレワークは働く場所によって、3つに類型される。
 - ① 自宅利用型テレワーク（在宅勤務）
 - ② モバイルワーク（外部接続端末を所持）
 - ③ 施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務等）

(2) 基礎自治体におけるテレワーク

- ・特別区長会調査研究機構の昨年度の調査研究において、基礎自治体におけるテレワーク導入モデルとして、9つのモデルに区分している。

項目	導入モデルの位置付け
目的別要素	①業務改善・業務効率化 ②働きやすさ・子育て支援
方法的要素	③仕事の仕方を変える ④電子自治体 ⑤BCP ⑥アウトソーシング
関係性要素	⑦商店街活性化 ⑧コワーキングオフィス ⑨自治体相互乗り入れ

（出典）「基礎自治体におけるテレワークの活用と実現方法」特別区長会調査研究機構（令和元年度報告書）

3. 区における実施状況

(1) 期間

4月9日～5月25日

(2) 服務上の取り扱い

旅行命令（自宅での勤務命令として、自宅へ出張命令を行うが旅費は発生しない。）

(3) 命令する職務内容

資料作成、テープ反訳のほか、業務準備のために必要な業務マニュアル・法令解説書等の資料読解など通知にて例示し、各所管において適宜実施

(4) 情報持ち出しについて

「持ち出し許可申請」、「電子データにはパスワードの設定」、「媒体搬送時の対策」など、情報漏えいのリスク回避対策をとり、自宅への持ち出しを許可する特例措置を実施

(5) 在宅勤務の状況

実施期間中平均 約3割

4. 課題

(1) 業務内容における課題

- ・住民情報・行政情報とインターネット接続を分離し、外部からのアクセスを制限
- ・窓口職場等、区民対応等の人的対応が必要となる業務
- ・保育園、清掃等、施設や現場において行政サービスを行わなければならない業務
- ・特別定額給付金や使用料等の還付など、新たに生じた業務への対応

(2) 制度面における課題

- ・労務管理
- ・業務成果の評価
- ・勤務条件

(3) その他

- ・交代での出勤の場合、移動時の感染リスクの排除が困難

5. 今後の取り組みの検討について

(1) 業務効率化の視点

- ・各業務がテレワークに適するか検討する過程で、事業そのものの改廃や電子化の推進等の執行方法の変更による効率化を検討する。
- ・ICTを活用により、職員による直接対応の縮減を図る。

(2) 危機管理の視点

- ・WEB会議やモバイルワークを活用し、執務場所の分散化および災害等で参集できない場合の執行体制の確保など、執務場所に関わらず、業務の遂行を継続できる方策の検討を進める。

(3) 人事制度の視点

- ・職種、職務内容によりテレワークの適否があるため、職員の多様な働き方の制度として位置付ける場合の課題を整理する。